

霧島市工業用水道給水条例の一部改正について

霧島市工業用水道給水条例の一部を次のように改正する。

令和5年2月20日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市工業用水道給水条例の一部を改正する条例

霧島市工業用水道給水条例（平成17年霧島市条例第288号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項の表に備考として次のように加える。

備考 使用料の額には、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

（提案理由）

霧島市工業用水道事業において、令和5年10月1日から施行される適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。